

令和3年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人大徳会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和3年10月8日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

法人運営及び会計面について不適切な取扱い又は不備が見受けられたので、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1 理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、報告していなかった。</p> <p>については、理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないため、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>また、理事会の決議省略の提案書の中で、報告事項として理事長の業務執行報告を行うことはできないので留意すること。</p> <p>(法第45条の16第3項、定款第17条第4項)</p>	<p>令和2年5月は新型コロナウイルス感染予防対策として決議省略の方法により理事会を開催しました。そのときの理事会において職務執行状況報告を行ったが、指摘により実際に開催をして報告する必要があることが分かった。</p> <p>令和2年10月9日、令和3年6月9日、令和3年12月7日に実際に開催した理事会で職務執行状況報告を行っており、今後も実際に理事会を開催して報告を行う。</p>